

(健Ⅱ564F)

令和4年2月21日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）対し、標記の事務連絡がなされました。

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限変更（延長）については、「ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」（令和4年2月2日付（健Ⅱ525F））で案内されていますが、今般の通知により有効期限の取扱いについて更新され、前回の事務連絡は廃止となりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

<変更点>

別添1・・・ファイザー社ワクチン（12歳以上用）の有効期限について

別添2・・・ファイザー社ワクチン（5～11歳用）の有効期限について

別添3・・・武田／モデルナ社ワクチンの有効期限について

詳細については、厚生労働省文書をご覧ください。